

【事案 I - 1】 契約失効無効請求

・ 2024 年 4 月 2 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人は、2023 年 7 月に失効した 2 件の自動車共済契約および次年度更新を迎える 5 件の自動車共済契約について、消費者契約法第 10 条に従い更新の拒絶をしないことを求め、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

- (1) 被申立人は、申立人が不利益にならないよう消費者契約法第 10 条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）に従い、次年度の自動車共済契約の更新、新規契約に関して、各々誠実に対応し一切の拒絶、謝絶をしてはならない。
- (2) 従前から認められていた支払方法である被申立人の店頭における共済掛金の現金支払を認めること。
- (3) 被申立人は申立人（精神障害者、身体障害者）に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき申立人の要望に真摯に向き合い、社会的障壁を取り除かなければならない。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は、申立人に内容証明郵便物を送付して、今後申立人とのすべての契約を拒絶すると一方的かつ高圧的な主張をしてきた。
- (2) 被申立人は、申立人に対し、従前は利用できていた被申立人の店頭における共済掛金の現金支払を拒絶した。それ以降、申立人は共済掛金の支払が困難になっており、共済契約が失効等にならないように配慮すべきである。
- (3) 被申立人は、障害者差別解消法の見識もなく、申立人が要望する合理的配慮を一切拒絶してきた。被申立人は共済掛金の支払に来た申立人に対して、法的根拠も無いまま、営業妨害で警察に通報したと脅迫し、数回に及ぶ嫌がらせを続けた。その結果、申立人は精神的苦痛を受け、精神科への通院を余儀なくされている。
- (4) これらの行為は消費者契約法第 10 条違反と障害者差別解消法の違反、また精神的苦痛に関しては傷害罪であり、被申立人の対応に不服である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 自動車共済の新規契約について

民法第 521 条第 1 項には「何人も契約を締結するかを自由に決定することができる。」と定められているほか、約款・事業規約では「この会は、共済契約の申込みがあったときは、共済事故の発生に影響する諸般の事情を調査したうえで、共済契約申込書の内容を審査し、これを承諾するか否かを決定のうえ、その諾否を共済契約申込者に通知します。」と規定している。したがって、被申立人は申立人と共済契約を締結する義務を負わないから、申立人の請求には理由がない。

(2) 自動車共済契約の更新について

被申立人は申立人に対し書面により、申立人との間に締結している共済契約について契約満了日後は契約の継続をしないと意思表示をした。約款・事業規約の規定に従い、被申立人は共済契約の契約満了日までに意思表示を行うことにより共済契約の更新を拒むことができる。被申立人が行った書面による意思表示は約款・事業規約の定めに沿い、民法第 521 条第 1 項に照らしても被申立人の意思により継続契約の締結をしないことに問題はなく、被申立人は申立人との間に共済契約を締結する義務を負わないから、申立人の請求には理由がない。

(3) 消費者契約法第 10 条に違反しないこと

被申立人は共済契約の継続をしないことを決定し、約款・事業規約の定めに従いそれぞれの契約満了日に対して十分な猶予期間を設け、内容証明郵便を用いて送達しており、これらの決定および手続きは消費者契約法第 10 条および民法第 1 条第 2 項に違反しない。

(4) 共済掛金の払込みについて

預金口座振替特約が付帯されている契約については、約款・事業規約に「この特約を付帯した共済契約の共済掛金は、この会が定める払込期限の属する月中のこの会の定めた日に口座振替により払い込まなければなりません。」、「共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。」と規定している。従来、被申立人の判断で店頭での掛金の払い込みを認めていたとしても、約款・事業規約に基づき預金口座の振替により払い込むように指示することは妨げられず、被申立人が店頭での払い込みに応じなくてはならない理由はない。

<裁定の概要>

被申立人より債務不存在確認請求訴訟事件として訴訟提起され、訴訟係属されている旨の証明書類による報告を受けた。審議会において訴えの内容を確認したところ、裁定手続規則第 16 条第三号に規定する事由に該当するものと判断し、同第 28 条第二号に基づき裁定を打切りとした。